

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第27条の規定に基づき、医学研究科を担当する教官の資格審査委員会に関する達を次のように定める。

昭和62年7月1日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

医学研究科を担当する教官の資格審査委員会 に関する達

改正 平成元年 5月29日達第 4号
平成 7年 3月31日達第 1号
平成19年 3月28日達第 4号
令和 3年 3月31日達第 2号
令和 5年 6月30日達第 3号

（目的）

第1条 防衛医科大学校の医学研究科を担当する教官としての資格を審査するため、医学研究科を担当する教官の資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）
- （2）副校長
- （3）教授のうちから学校長の指名する者

（審査基準）

第3条 委員会は、別に定める医学研究科担当教官の資格審査基準に基づき、教官の資格審査を行う。

（会議の招集及び議長）

第4条 学校長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

附 則

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。